

いつもお世話になっております。

風薫る五月になりました。

爽やかな風に身も心もリフレッシュできる季節ですね。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。



相続の基本 遺言書と遺留分

◆自分の財産をどうするのか書き残す

遺言書は自分の財産を誰に、どれだけ残すのかという意思を書面にしておくものです。遺言には大きな効力があり、遺言書さえあれば、遺産は基本的に遺言書通りに分割されます。スムーズに相続ができるようになり、遺産の分け方をめぐっての相続人の争いも少なくなるので「争続にならないために」といったキャッチコピーでお勧めされることも多いようです。

◆3種類の遺言書

遺言書には3つの種類があります。

(1)自筆証書遺言：自分で記述し、証人が不要、保管も自分でできるので手軽に作成でき、費用がかからないのがメリットですが、形式に厳格なルールがあるため、無効になりやすいデメリットがあります。また、自筆証書遺言の保管者や発見した相続人は遺言書を家庭裁判所に提出して「検認」を請求しなければなりませんので、相続人にとっては若干の負担となります。ただし、令和2年7月から運用が開始された法務局への自筆証書補完制度を利用した場合は検認の必要はなくなります。

(2)公正証書遺言：公証役場に依頼し、公証人が記述する遺言書です。公証役場で原本を補完してくれるので、紛失等のリスクが少なく、検認も不要です。

また、公証人に自宅や病院に出向いてもらって作成ができるため、文字を書けない状態でも作成が可能です。ただし、証人が2人必要となり、自筆証書遺言に比べると作成費用や手間がかかります。

(3)秘密証書遺言：内容を秘密にしたまま存在だけを公証役場で認証してもらえる遺言書です。遺言書があるという事実を確実にするのが目的です。遺言の内容をあまり知られたくない場合等に使うようですが、無効になりやすい、紛失や隠蔽、発見されないリスクがあり、あまり使われていません。

◆遺言は遺留分に気をつけて

遺留分とは、一定の相続人に対して、遺言によっても奪うことができない遺産の一定割合のことです。

遺留分があるのは、配偶者、子（代襲相続人含む）、直系尊属（被相続人の父母、祖父母）で、兄弟姉妹は遺留分を有しません。



固定資産税のしくみ

◆土地・家屋・償却資産にかかる税

固定資産税は、その名の通り固定資産にかかる税です。日本には明治時代から地租（土地に対する税）や家屋税（住宅にかかる税）がありましたが、戦後 1950 年に、シャープ勧告に基づく地方税制改正の一環として、地租や家屋税を統廃合し、原則市町村税として創設されました。

2020 年度のデータですが、固定資産の納税義務者（法人・個人合計）は、土地が 4,138 万人、家屋が 4,214 万人、償却資産が 472 万人とのことです。市町村税に占める固定資産税の割合は約 4 割と、市町村の運営に欠かせない財源となっています。

◆固定資産の評価方法

土地や家屋についての固定資産税は登記をする
と自動的に税額が計算され、納税通知書が送られてくるため申告不要です。償却資産については、申告が必要となります。

・各固定資産の評価方法は、

土地：宅地や農地等、地目別に売買実例価額等を基礎として、評価額を計算。宅地については公示価格等の 7 割を目途に評価額を計算

家屋：再建築価格（その時点で新築する場合に必要な建築費）に経年減点補正率等を乗じて評価額を計算

償却資産：取得価額を基礎として、経年減価を考慮して評価額を計算

となっています。土地・家屋の評価については 3 年に 1 度見直しを行います。また、評価額は縦覧期間に確認ができ、疑問がある場合は再審査の申し出ができるようになっています。

評価額を基に課税標準額が決定されます。ただし、納税者の負担感に配慮し、評価額が急激に上昇した場合でも税負担をゆるやかに上昇させる負担調整措置が講じられています。

◆税の計算と特例

標準課税額が土地 30 万円未満、家屋 20 万円未満、償却資産 150 万円未満であれば課税されません。また、標準税率は 1.4% です。標準課税額の決定や税額については政策的な特例措置があり、特に課税される対象が土地や家屋、建造物等の償却資産ということもあり、特例措置も様々です。

多様な特例があるため、その特例を延長するにあたり、税制改正大綱では長々とその情報が書き連ねてあります。令和 5 年度税制改正大綱には「固定資産」というワードが 70 回以上登場しています。

～人生の役に立たない雑学 vol.121～

